

養子離縁届の記入例

母の再婚後の夫と離縁し、母が離婚・77条の2の届により新戸籍がつくられていて、同時にその戸籍に入籍する場合

(養子は母の婚姻前の戸籍から縁組により入籍している場合)

次のようなケースです。

- ① 大津四郎と蒲生竹美が夫の氏で婚姻し、子・花子が生まれました。
- ② 大津四郎と竹美が離婚し、竹美は旧姓の「蒲生」に戻り、新しい戸籍をつくりました。その際、子・花子の親権は竹美が有しました。その後、花子は母の氏を称する入籍届により、蒲生竹美の戸籍に入籍しました。
- ③ 蒲生竹美は八日市松男と夫の氏で再婚しました。そして、子・蒲生花子も八日市松男と養子縁組しました。
- ④ 八日市松男と竹美は離婚し、同時に竹美は77条の2の届を提出し、「八日市」の氏で新しい戸籍をつくりました。そして、八日市松男と花子の養子縁組も解消し、花子は八日市竹美の戸籍に入籍します。

届出する年月日を記入してください。

令和 年 月 日 届出

滋賀県東近江市 長 殿

養子離縁する方が「男性」の場合、こちらにご記入ください。

養子離縁する方が「女性」の場合、こちらにご記入ください。

縁組中(現在)の氏で氏名を記入します。

養子離縁する人の縁組中(現在)の本籍・筆頭者氏名を記入します。

実父母の名前を記入します。父母が現在、婚姻しているときは、母の氏は書かないでください。また、離婚その他の事情で父母の氏が違うときは、変更後(現在)の氏を書いてください。

養子離縁する人が離縁後におく本籍・筆頭者氏名を記入します。

養子が縁組中の氏名で署名します。ただし、養子が15歳未満のときは上の「届出人」欄は空欄となり、下の「届出人」欄に養子の離縁後の法定代理人が記入し、署名します。押印は任意です。

養子		親	
(よみかた) 養子氏名	ようかいち はなこ	養父氏名	まつお
氏名	八日市 花子	氏名	八日市 松男
生年月日	平成25年6月13日	生年月日	昭和55年10月10日
住所	滋賀県東近江市市子川原町676	住所	滋賀県東近江市八日市緑町10
(住民登録をしているところ) 世帯主の氏名	ようかいち たけみ 八日市 竹美	(住民登録をしているところ) 世帯主の氏名	ようかいち まつお 八日市 松男
本籍	滋賀県東近江市八日市緑町10	本籍	滋賀県東近江市八日市緑町10
(外国人のときは国籍だけを書いてください) 筆頭者の氏名	八日市 松男	(外国人のときは国籍だけを書いてください) 筆頭者の氏名	八日市 松男
父母の氏名	父 大津 四郎	母 八日市 竹美	二女
父母との続柄	父 続柄	母 続柄	二女
離縁の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離縁 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 死亡した者との離縁	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決 <input type="checkbox"/> 許可の審判確定	
離縁後の本籍	滋賀県東近江市市子川原町676	筆頭者の氏名	八日市 竹美
届出人	署名押印	届出人	署名押印

養子		親	
(よみかた) 養子氏名	ようかいち はなこ	養父氏名	まつお
氏名	八日市 花子	氏名	八日市 松男
生年月日	平成25年6月13日	生年月日	昭和55年10月10日
住所	滋賀県東近江市市子川原町676	住所	滋賀県東近江市八日市緑町10
(住民登録をしているところ) 世帯主の氏名	ようかいち たけみ 八日市 竹美	(住民登録をしているところ) 世帯主の氏名	ようかいち まつお 八日市 松男
本籍	滋賀県東近江市八日市緑町10	本籍	滋賀県東近江市八日市緑町10
(外国人のときは国籍だけを書いてください) 筆頭者の氏名	八日市 松男	(外国人のときは国籍だけを書いてください) 筆頭者の氏名	八日市 松男
父母の氏名	父 大津 四郎	母 八日市 竹美	二女
父母との続柄	父 続柄	母 続柄	二女
離縁の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離縁 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 死亡した者との離縁	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決 <input type="checkbox"/> 許可の審判確定	
離縁後の本籍	滋賀県東近江市市子川原町676	筆頭者の氏名	八日市 竹美
届出人	署名押印	届出人	署名押印

養父	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
養母	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
送付	令和 年 月 日

養子 花子は、離縁後母 八日市竹美と同籍することを望む。

調停・裁判離縁の場合は、裁判所からの書類を忘れずにご持参ください。その場合、届出人は申立人です。確定の日から10日以内に届出が必要です。証人は必要ありません。(ただし、死亡者との離縁のときは、成年の証人が2人必要です。)

花子は離縁により縁組前の氏(蒲生)に戻り、縁組前の戸籍に入りますが、その戸籍が除かれているときまたは新戸籍をつくる申し出をしたときは新戸籍をつくることとなります。

その後、花子が戸籍法77条の2の届をした母との同籍を望む(母の八日市の氏を名乗る)ときは同籍する旨の入籍届により母の戸籍に入籍することができます。ただし「その他」欄に上記のとおり記載して届け出ることによって母の戸籍に直接入籍することができます。

押印は任意です。

証人	
(協議離縁または死亡した者との離縁のときだけ必要です)	
署名押印	滋賀 健一 印
生年月日	昭和34年3月13日
住所	滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地 号
本籍	滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地 号
署名押印	滋賀 びわ子 印
生年月日	昭和36年11月11日
住所	滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地 号
本籍	滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地 号

- 持参いただくもの
- ① 養子離縁届書(1通)
 - ② 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等
- * 本人確認のため

連絡先 電話 0748 (24) 1234
自宅・勤務先 [] 携帯 []

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

裁判離縁を除き、証人として当事者以外の2人の署名が必要です。証人は、養子縁組の事実を知っている人で、18歳以上の方であれば、どなたでもかまいません。(ご家族、知人など) 押印は任意です。